

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月30日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第7号

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を次のように改正する。

本則第1項の表1の項中「9の項」を「6の項」に、「2の項」を「3の項」に改め、「教育相談総合センター所長」を削り、「御所東小学校開設準備室副室長」の右に「伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室副室長」を加え、「4の項」を「2の項」に改め、同表2の項から4の項までを次のように改める。

2	幼稚園、小学校若しくは中学校において教育を行う教職員の職務又は教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。以下同じ。)において幼稚園、小学校若し	校長、首席人事主事、首席指導主事(小学校又は中学校の教育に関する専門的事項の事務を行うものに限る。)、首席社会教育主事及び人事主事が属する職制上の段階	校 長
		園長及び首席指導主事(幼稚園の教育に関する専門的事項の事務を行うものに限る。)が属する職制上の段階	園 長
		副校長が属する職制上の段階	副 校 長
		教頭(小学校又は中学校において教育を行うものに限る。)、主任指導主事(小学校又は中学校の教育に関する専門的事項の事務を行うものに限る。)、主任子ども支援専門官及び野外活動施設花背山の家事業課指導係長が属する職制上の段階	小学校又は中学校の教頭
		主幹教諭及び副主任指導主事が属する職制上の段階	主 幹 教 諭

	くは中学校の教育に関する専門的事項の事務を行う教職員の職務	指導教諭が属する職制上の段階	指 導 教 諭
		教頭(幼稚園において教育を行うものに限る。)及び主任指導主事(幼稚園の教育に関する専門的事項の事務を行うものに限る。)が属する職制上の段階	幼稚園の教頭
		教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 任用期間の定めがない講師, 指導主事, 子ども支援専門官, 主任主事, 研究員, カウンセラー及び発達障害支援室副室長が属する職制上の段階	教 諭
		助教諭, 養護助教諭, 講師及び主事が属する職制上の段階	助 教 諭
3	高等学校若しくは総合支援学校(京都市立特別支援学校条例により設置する特別支援学校をいう。以下同じ。)において教育を行う教職員の職務又は教育委員会事務局及び教育機関において高等学校若しくは総合支援学校の教育に関する	指導部長, 教育相談総合センター所長及び野外活動施設花背山の家所長が属する職制上の段階	部 長
		学校指導課長, 御所東小学校開設準備室長, 伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室長, 生徒指導課長, 総合教育センターカリキュラム開発支援センター長, 教育相談総合センターふれあいの杜館長及び青少年科学センター指導課長が属する職制上の段階	課 長
		統括首席人事主事, 統括首席指導主事及び統括首席社会教育主事が属する職制上の段階	統括首席指導主事
		校長, 首席人事主事, 首席指導主事, 首席社会教育主事及び人事主事が属する職制上の段階	校 長
		副校長が属する職制上の段階	副 校 長
		教頭, 主任指導主事及び発達障害支援室長が属する職制上の段階	教 頭

る専門的事項 の事務若しく は2の項及び 4の項に掲げ る職務に属さ ない事務を行 う教職員の職 務	主幹教諭及び副主任指導主事が属する職制上 の段階	主 幹 教 諭
	指導教諭が属する職制上の段階	指 導 教 諭
	教諭，養護教諭，栄養教諭，任用期間の定め がない講師，主任実習助手，指導主事，主任 主事，研究員，カウンセラー及び発達障害支 援室副室長が属する職制上の段階	教 諭
	助教諭，養護助教諭，講師，実習助手及び主 事が属する職制上の段階	助 教 諭

本則第1項の表5の項を削り，同表6の項中「6」を「4」に，

「

事務長及び主任指導主事が属する職制上の段階	事 務 長
-----------------------	-------

」

を

「

事務長が属する職制上の段階	事 務 長
学校運営主査及び主任指導主事が属する職制上 の段階	学校運営主査
学校運営主任が属する職制上の段階	学校運営主任

」

に改め，同表7の項を削り，同表8の項中「8」を「5」に改め，同表9の項中「9」を「6」に改める。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)